佐賀県告示第376号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成 12 年法律第 57 号)第 7 条第 1 項及び第 9 条第 1 項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定する。

平成 28 年 7 月 19 日

	佐賀県知事	Щ Ц	」
所在地	土砂災害警戒区域及び土砂災害特 別警戒区域の名称	土砂災害 の発生原 因とな現 の種類	土砂災害警戒区域 とび土砂災害特が で大砂の区域の区域の で大砂災では で大砂災では で大砂災である では は自然現象による は は は は は は は は は は は は は
嬉野市	長谷(442 -001_1)	急傾斜地	次の図のとおり
塩田町	長谷-2 (442 -001_2)	の崩壊	
大字大	長谷-3 (442 -001_3)		
草野	長谷-4 (442 -001_4)		
	長谷5 (442 -002)		
	長谷4 (442 -003)		
	長谷3(442 -004)		

(「次の図」は、省略し、その図面を佐賀県県土整備部河川砂防課及び杵藤土 木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

長谷2(442 -005)